

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年12月25日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年12月25日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年12月25日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー枕崎店

枕崎市東本町6番5 外8筆

2 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- | | | | |
|-------|-------|-------------|------|
| ア 変更前 | 第1駐車場 | 建物南側 | 83台 |
| | 第2駐車場 | 建物北側 | 34台 |
| | 第3駐車場 | 建物敷地北側隔地駐車場 | 41台 |
| | 第4駐車場 | 建物敷地西側隔地駐車場 | 32台 |
| | 第5駐車場 | 建物屋上 | 116台 |
| イ 変更後 | 第1駐車場 | 建物南側 | 84台 |
| | 第2駐車場 | 建物北側 | 33台 |
| | 第3駐車場 | 建物敷地北側隔地駐車場 | 43台 |
| | 第4駐車場 | 建物敷地西側隔地駐車場 | 32台 |
| | 第5駐車場 | 建物屋上 | 58台 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- | | | | |
|-------|-------|-------------|-----|
| ア 変更前 | 第1駐輪場 | 建物南側 | 12台 |
| | 第2駐輪場 | 建物敷地北側隔地駐輪場 | 71台 |
| | 第3駐輪場 | 建物南側 | 12台 |
| イ 変更後 | 第1駐輪場 | 建物敷地北側隔地駐輪場 | 83台 |
| | 第2駐輪場 | 建物南側 | 12台 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- | | | | |
|-------|---------|-------|-----------|
| ア 変更前 | 荷さばき施設1 | 建物内東側 | 158平方メートル |
| | 荷さばき施設2 | 建物北側 | 38平方メートル |

イ 変更後 荷さばき施設 1 建物内東側 126平方メートル
荷さばき施設 2 建物北側 32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物内東側 85立方メートル

イ 変更後 建物内東側 42立方メートル

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 第1駐車場 敷地西側及び東側 2箇所

第2駐車場 敷地北西側 1箇所

第3駐車場 敷地南側 1箇所

第4駐車場 敷地東側 1箇所

イ 変更後 第1駐車場 敷地西側及び東側 2箇所

第2駐車場 敷地北西側 1箇所

第3駐車場 敷地南側 1箇所

第4駐車場 敷地東側 2箇所

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設 1 午前6時から午後8時まで

荷さばき施設 2 午前10時から午後8時まで

イ 変更後 荷さばき施設 1 24時間

荷さばき施設 2 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1), (2), (3)及び(4) 令和3年8月16日

(2) 2の(5)及び(6) 令和2年12月16日

4 届出年月日

令和2年12月15日